〇土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ

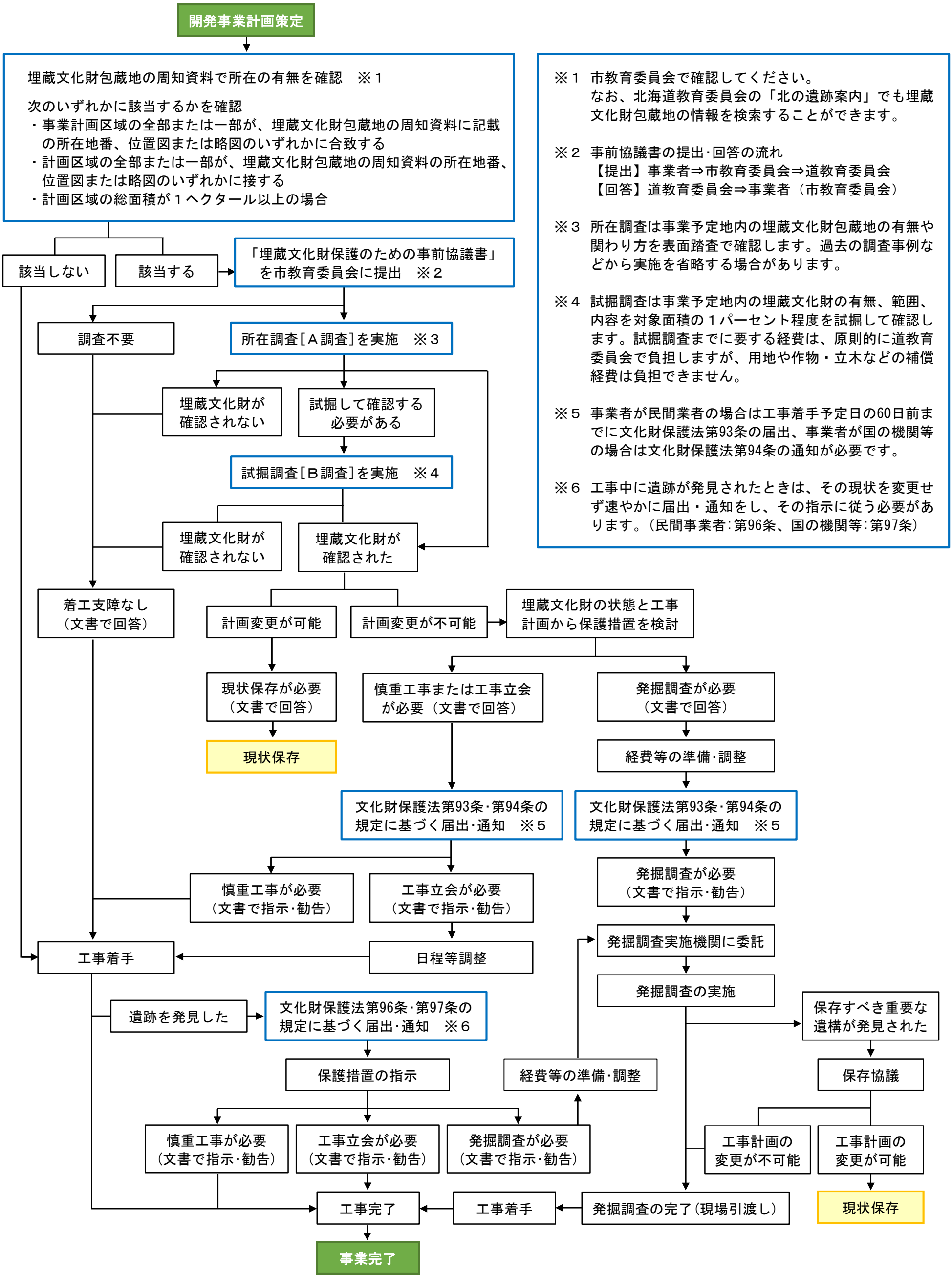

※１　市教育委員会で確認してください。
なお、北海道教育委員会の「北の遺跡案内」でも埋蔵文化財包蔵地の情報を検索することができます。

※２　事前協議書の提出･回答の流れ
【提出】事業者⇒市教育委員会⇒道教育委員会
【回答】道教育委員会⇒事業者（市教育委員会）

※３　所在調査は事業予定地内の埋蔵文化財包蔵地の有無や関わり方を表面踏査で確認します。過去の調査事例などから実施を省略する場合があります。

※４　試掘調査は事業予定地内の埋蔵文化財の有無、範囲、内容を対象面積の１パーセント程度を試掘して確認します。試掘調査までに要する経費は、原則的に道教育委員会で負担しますが、用地や作物・立木などの補償経費は負担できません。

※５　事業者が民間業者の場合は工事着手予定日の60日前までに文化財保護法第93条の届出、事業者が国の機関等の場合は文化財保護法第94条の通知が必要です。

※６　工事中に遺跡が発見されたときは、その現状を変更せず速やかに届出・通知をし、その指示に従う必要があります。（民間事業者:第96条、国の機関等:第97条）